



(地Ⅲ243)

平成18年3月15日

都道府県医師会  
老人保健・介護保険担当理事 殿

日本医師会

常任理事 土屋  
常任理事 野中



( ) 老人保健事業及び介護予防事業に関するQ&A（その3）について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、老人保健法に基づく基本健康診査の取扱いの変更につきましては、平成18年2月24日付（地Ⅲ220）の文書をもってお送りいたしました。

今般、厚生労働省では、都道府県等からの照会を受け、「老人保健事業及び介護予防事業に関するQ&A（その3）」を作成し、別添のとおり各都道府県等あてに事務連絡を行いました。

本会に対しましても、厚生労働省老健局老人保健課長より、本件について、周知、協力方依頼がありました。貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等に対し、周知、協力方、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

3214

謹啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

老人保健事業の推進につきましては、日頃より御協力いただき感謝申し上げます。

さて、今般の介護保険制度改革により、介護保険制度に、新たに地域支援事業における介護予防事業が創設し、平成18年度から実施することとしております。

厚生労働省では、これまで全国介護保険・老人保健事業担当課長会議等の場を活用し、制度の内容について説明してまいりましたが、その後、都道府県等から様々な照会を受け、今般、別添のとおり「老人保健事業及び介護予防事業に関するQ&A（その3）」を作成し、都道府県、指定都市及び中核市にて示したところです。

つきましては、別添通知について、貴会傘下地区医師会等に御周知いただくとともに、御協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

平成18年3月9日

厚生労働省老健局老人保健課長

三浦公嗣

社団法人日本医師会

常任理事 土屋 隆 殿

事務連絡  
平成18年3月6日

各 都道府県  
指定都市  
中核市 老人保健事業・介護保険担当課 御中

厚生労働省老健局老人保健課

老人保健事業及び介護予防事業に関するQ&A（その3）について

老人保健事業及び介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご協力いただき感謝申し上げます。

さて、地域支援事業における介護予防事業の内容については、平成17年11月22日付事務連絡（厚生労働省老健局老人保健課通知）等にてお示ししたところですが、その後の都道府県等からの様々な御照会を受け、今般、老人保健事業及び介護予防事業に関するQ&A（その3）について、別添のとおり作成しましたので、貴管内の市町村に対し、周知方お願いします。

照会先

厚生労働省老健局老人保健課  
担当 課長補佐 神ノ田(内)3965  
課長補佐 須藤(内)3945  
主査 國光(内)3946  
TEL(代) 03(5253)1111  
TEL(直) 03(3595)2490  
E-mail kunimitsu-ayano@mhlw.go.jp

## 老人保健事業及び介護予防事業に関するQ&A(その3)

(問1) 介護予防手帳は、どのような形態のものを想定しているのか。

(答)

以下のような案を検討しているところである。

- 名称： 各自治体で命名して差し支えない。
- 用途： 介護予防事業の効果的な実施のためには、本人、家族、地域包括支援センター、事業者等の関係者が、介護予防事業に関する情報を共有することが求められる。このため、生活機能の状況や、介護予防ケアプランの内容等をファイリングし、本人に携行させる媒体として、介護予防手帳を活用するものとする。
- 交付対象者： 特定高齢者、及びその他希望する者
- 大きさ： A4版を標準とする。
- 形態： 二穴ファイルを標準とする。
- ファイリングする書類の例：
  - ① 基本チェックリスト
  - ② 健康診査等の結果票
  - ③ 医療機関から提供された診療情報
  - ④ 利用者基本情報
  - ⑤ 介護予防サービス・支援計画書
  - ⑥ 介護予防サービス・支援評価表
  - ⑦ 事業者による事前・事後アセスメントの結果票
  - ⑧ 介護予防に関する啓発資料（各プログラムの内容、地域のサービス資源、相談窓口のリスト等）
  - ⑨ その他、介護予防に関する書類

(問2) 要支援者や要介護者に対して、介護予防特定高齢者施策の中で配食サービスを実施する場合には、どのような手続きが必要か。

(答)

- 1 要介護・要支援者による介護予防特定高齢者施策の配食サービスの利用は、閉じこもり等により通所形態によるサービス利用が困難であって、低栄養状態を改善するため配食サービスの利用が必要であると考えられる場合に限り、認められるものであり、特定高齢者を決定する際の必要条件を満たす必要がある。

- 2 介護予防特定高齢者施策の配食サービスの利用に当たっては、市町村や地域包括支援センターと十分に調整の上、介護予防特定高齢者施策の中で配食サービスを実施することの妥当性について、個別に判断するものとする。
- 3 なお、介護予防特定高齢者施策の対象とならない場合には、地域支援事業の任意事業や市町村の一般施策として実施することが考えられる。

(問3) 基本健康診査における生活機能評価の判定区分はどのようになるのか。

(答)

以下の3区分により判定することとする。

I 医療を優先すべき	介護予防に資するサービス等の利用より医療を優先する必要性が認められると判断される場合。（「医療の必要性」が「有」であり、「介護予防に資するサービスの利用の可否」が「否」と判定された場合。）
II 生活機能の著しい低下有り	「I」以外の場合であって、介護予防に資するサービスの利用が必要と判断される場合。（「生活機能の著しい低下」が「有」と判定された場合。）
III 生活機能の著しい低下無し	「I」以外の場合であって、生活機能の低下所見を認めないか、あるいは生活機能が比較的よく保たれていると判断される場合。（「生活機能の著しい低下」が「無」と判定された場合。）

(問4) 閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援、うつ予防・支援の対象者については、基本チェックリストのみにより特定高齢者を決定することが可能であるが、この場合も、基本健康診査の受診等は必要か。

(答)

- 1 特定高齢者施策は、基本健康診査等の検査結果も踏まえ、生活機能を包括的に評価した上で実施することを原則としている。
- 2 閉じこもり等の場合も、老人保健事業の訪問基本健康診査等により対応することが望ましい。